第明治三十五種郵便物認可

平成２３年（フ）第１７６７７号
東京都台東区竜泉１丁目21―12―102
債務者　森　　光正
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７３９号
東京都国立市富士見台４丁目17―１―12―506
債務者　佐藤　和夫
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７４０号
東京都練馬区大泉学園町１丁目33―13―Ｂ―101
債務者　川上　貞子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７４１号
東京都葛飾区高砂３丁目21―１―201
債務者　中林　由季
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７４２号
東京都日野市旭が丘５丁目15―14　日野第２荘
債務者　山本　秀子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７４３号
埼玉県三郷市彦倉１丁目31　フルールみさとＢ―２
債務者　後藤　詠晴
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７４４号
東京都板橋区板橋１丁目14―８―903
債務者　會田　幸子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７４５号
東京都小金井市梶野町５丁目４―29―A105
債務者　小林　和長
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７４６号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南２丁目２―１ルネッサ野口２・103
債務者　白田　　聡
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７４７号
東京都目黒区東山１丁目29―８―403
債務者　濱原美紗子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７５３号
東京都杉並区上井草２丁目17―19―303
債務者　綿引久美子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７５４号
東京都世田谷区太子堂２丁目27―２―201
債務者　長山　人一
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８１１号
東京都昭島市田中町３丁目５―14―501
債務者　町田　輝昭
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８２６号
埼玉県草加市草加３丁目３―35　ファミリー２番館102号
債務者　谷口　要一
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８３９号
千葉県柏市高柳739―30
債務者　立澤　清美
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部